



宮竹用水

平成14年7月1日発行 第4号

土地改良区だより



小松市上八里町地内北沖堰堤(えんてい)

・も く じ・

理事長あいさつ	2	平成13年度各種土地改良事業	8
平成14年度通常総代会開会	3	県営農業用水再編対策事業	10
平成14年度予算内容	4	組合員の皆様へのお知らせ	14
平成12年度決算報告等	5		



宮竹用水土地改良区
理事長 善田 晋作

理事長あいさつ ～通常総代会より～

平成14年度の通常総代会をご案内申し上げましたところ、大変お忙しいところお繰り合わせの上ご参会いただきましてありがとうございます。

また、平素は宮竹用水土地改良区の運営につきまして何かとご協力をいただいておりますことを心からお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

そしてまた、今日は来賓と致しまして、小松農林総合事務所の平井所長様、下浜土地改良部長様にもご出席をいただいております。本当にありがとうございます。

平成14年度の一般会計につきましては、昨年度と特に変わった点はございませんが、総代である皆様方の任期が、来年1月9日に満了となり、それに伴う選挙が今年の12月に行われます。この選挙費用を見込んでおりますという事と役員の任期も来年1月31日に満了となり、それに伴う選挙を執行するための総代会開催費用を見込んでおりますという事が昨年度と変わったところであります。

また、昨年11月に開会致しました臨時総代会のご挨拶でも申し上げました件で、上郷用水の上流地区の改修問題について、理事会また県、市町の各担当者で構成した検討委員会等も設置させていただきまして、検討致しました結果、『農業用水再編対策事業』という中で、用水の多面的使用というものを目的として、単なる用水は農業だけの目的ではなく、『親水』・『景観保全』・『防火用水機能』・『生態系保全機能』等の農業用水の多面的な利用といった事業がありますので、その事業を取り入れまして、多面的な水路の改修をやりたいという事を理事会の方で相談させていただきまして、本日提案させていただいております。詳しい事につきましては、後ほど事務局の方からご説明申し上げますが、どうかこの事業内容をご理解いただきまして、何とか進めたいと思っております。

今日の総代会でご審議をいただきまして、可決をいただけるならば、地元説明などを踏まえまして、組合員の皆様方の同意を求めたいと思っております。

なお、この事業は、平成15年度で申請していきたいと思っております。

大変公共事業の非常に厳しい時期でありますし、また費用対効果というようなこともございます。だんだんこんな事業も難しくなってくる現状でありますけれど、何とか一つ採択していただいて、『安全で安心して、水を供給する』という私たちの持っているその義務を果たしたいと思っております。皆様方のご協力をぜひお願い致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

平成14年度 通常総代会開会

当土地改良区の平成14年度通常総代会は、平成14年3月18日（月）午後3時より寺井町福祉会館2階大ホールにおいて、開会しました。（出席総代83名）

善田理事長開会あいさつに続き、来賓でご臨席を賜りました石川県小松農林総合事務所平井郁雄所長が祝辞として「今後、土地改良区が水利秩序の中心的役割を果たしていくためには、水路の更新と同時に水路の沿線を親水、景観のために地域住民に開放し地域住民との交流を深め、地域住民も協力してもらえような維持管理体制を作ることが重要ではないか」と述べた。

引き続き総代より議長に山根隆紀氏（第8区）を選出し、平成14年度一般会計予算など提出議案11議案が審議され、全議案とも可決されました。

可決された議案は次のとおり

- 議案第1号 平成13年度一般会計歳入歳出補正予算について
- 議案第2号 平成14年度一般会計歳入歳出予算について
- 議案第3号 平成14年度特別会計農地転用決済金予算について
- 議案第4号 平成14年度特別会計職員退職給与金積立金予算について
- 議案第5号 平成14年度特別会計上郷発電事業歳入歳出予算について
- 議案第6号 平成14年度経常賦課金について
- 議案第7号 平成14年度役員報酬について
- 議案第8号 平成14年度借入金について
- 議案第9号 平成14年度一時借入金について
- 議案第10号 平成14年度歳計現金の預入先について
- 議案第11号 県営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）施工について



開会の挨拶をする善田理事長



祝辞を述べる平井小松農林総合事務所所長



総代会議長を務めた山根隆紀氏



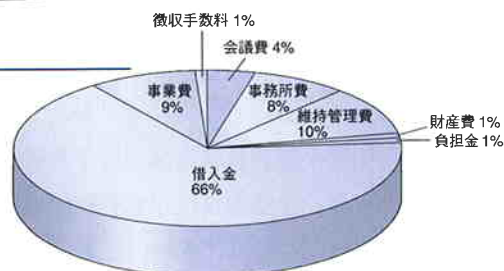
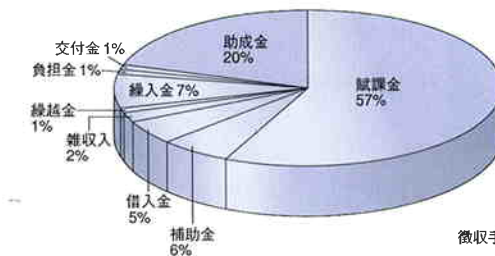
出席総代

平成14年度 予算内容

■一般会計

歳入の部 (単位: 千円)

款	項	本年度予算額	前年度比
1	賦課金	142,250	△290
2	財産収入	14	
3	補助金	14,349	2,088
4	借入金	13,231	△8,400
5	雑収入	6,055	△176
6	繰越金	2,000	
7	寄付金	1	
8	繰入金	18,180	△670
9	負担金	1,300	△2,100
10	交付金	2,700	△4,050
11	助成金	48,454	2,152
12	委託費	300	△1,400
歳入合計		248,834	△12,846



歳出の部 (単位: 千円)

款	項	本年度予算額	前年度比
1	会議費	9,095	3,448
2	事務所費	20,283	274
3	分水管理費	1,000	△750
4	維持管理費	24,620	2,000
5	財産費	1,070	3
6	負担金	2,483	△134
7	借入金	164,309	△6,054
8	事業費	21,842	△10,233
9	徴収手数料	2,850	
10	諸費	481	
11	返済金	1	
12	管理体制整備推進活動費	300	△1,400
13	予備費	500	
歳出合計		248,834	△12,846

■特別会計

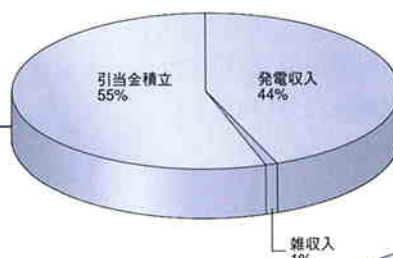
農地転用決済金予算 121,766 千円

職員退職給与金積立金予算 7,680 千円

●上郷発電事業

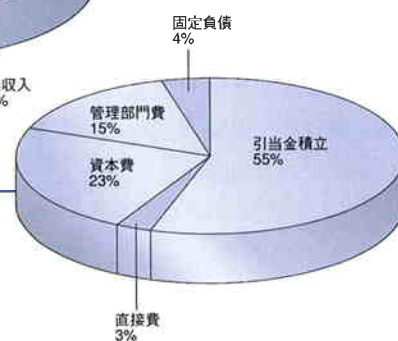
歳入の部 (単位: 千円)

款	項	本年度予算額	前年度比
1	発電収入	47,350	
2	雑収入	1,375	△1,087
3	引当金積立	58,921	2,719
歳入合計		107,646	1,632



歳出の部 (単位: 千円)

款	項	本年度予算額	前年度比
1	直接費	3,720	△95
2	資本費	24,575	3,982
3	管理部門費	16,341	1,986
4	固定負債	4,016	△1,089
5	引当金積立	58,994	△3,152
歳出合計		107,646	1,632



平成12年度 決算報告

■一般会計

歳入の部

(単位:円)

款	項	決 算 額	当初予算比
1	賦 課 金	142,275,610	195,610
2	財 産 収 入	14,900	△ 19,100
3	補 助 金	1,236,000	△ 3,000
4	借 入 金	10,470,000	△ 1,000
5	雑 収 入	5,784,517	△ 359,483
6	繰 越 金	13,300,289	289
7	寄 付 金	0	△ 1,000
8	繰 入 金	28,009,022	△ 399,978
9	負 担 金	5,226,128	1,350,128
10	交 付 金	9,900,000	
11	助 成 金	44,644,929	271,929
12	委 託 費	798,000	
歳 入 合 計		261,659,395	1,034,395

翌年度繰越金 8,276,992円

歳出の部

(単位:円)

款	項	決 算 額	当初予算比
1	会 議 費	4,813,484	△ 833,516
2	事 務 所 費	23,967,637	△ 207,363
3	分 水 管 理 費	4,452,125	△ 117,875
4	維 持 管 理 費	9,419,706	△ 3,200,294
5	財 産 費	1,064,752	752
6	負 担 金	2,050,185	△ 158,815
7	借 入 金	176,572,596	△ 2,182,404
8	事 業 費	26,947,400	△ 17,600
9	徴収手数料	2,817,240	△ 22,760
10	諸 費	479,278	△ 1,722
11	返 済 金	0	△ 1,000
12	管理体制作業費 推進活動費	798,000	
13	予 備 費	752	△ 499,248
歳 出 合 計		253,382,403	△ 7,242,597

■特別会計

●農地転用決済金

歳入の部

(単位:円)

款	項	決 算 額	当初予算比
1	決 済 金	28,234,810	△ 190
2	積 立 金	90,699,117	△ 883
3	雑 収 入	223,541	541
4	返 済 金	0	△ 1,000
歳 入 合 計		119,157,468	△ 1,532

歳出の部

(単位:円)

款	項	決 算 額	当初予算比
1	償 還 金	15,231,662	△ 338
2	繰 出 金	19,700,000	
3	積 立 金	84,225,806	△ 194
4	貸 出 金	0	△ 1,000
歳 出 合 計		119,157,468	△ 1,532

●職員退職給与金積立金 歳入歳出決算額5,527,734円

■借入金状況 平成13年3月31日現在

平成12年度末借入金残金	2,024,502,097円
--------------	----------------

内訳

土地改良区負担	1,139,879,911円
上郷発電所負担(発電売上金より)	394,272,686円
市町負担	490,349,500円

平成11年度より 114,954,353円の減額

●上郷発電事業

貸借対照表

(単位:円)

勘定科目	借 方	貸 方
【固定資産】	1,679,522,017	82,571,691
土 地	12,141,000	
建 物	71,128,000	—
構 造 物	878,992,000	
機 械 装 置	705,069,000	
車 輛	1,519,250	
備 品		
無 形 固 定 資 産		
減 価 償 却 累 計 額		82,571,691
建 設 費 利 子	10,672,767	
【流動資産】	53,812,505	
現 金 及 び 預 金	50,622,867	
未 収 金	3,189,638	
【固定負債】		415,880,253
農林金融公庫借入金		127,138,638
農 協 借 入 金		267,134,048
他 会 計 借 入 金		11,449,767
退 職 給 与 引 当 金		1,085,800
修 繕 引 当 金		9,072,000
渴 水 準 備 引 当 金		
【流動負債】		2,634,283
未 払 費 用		2,269,358
職 員 預 か り 金		25,965
職 員 納 付 金		25,260
過 年 度 損 益		0
未 払 消 費 税		313,700
【剰余金】		1,234,236,231
資 本 剰 余 金		1,258,360,058
災 害 準 備 積 立 金		
前 期 欠 損 金		△24,123,827
【当期損益】		△1,987,936
合 計	1,733,334,522	1,733,334,522

損益計算書

(単位:円)

勘定科目	借 方	貸 方
【発電収益】		44,151,890
発 電 収 益		44,151,890
【その他収入】		6,926,678
雑収入（農地転用より）		2,437,066
雑収入（過年度繰上償還分）		3,063,799
雑 収 入 （ 消 費 税 ）		1,294,889
預 金 利 息		130,924
【直接費】	8,909,064	
人 件 費	3,424,404	
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	200,500	
修 繕 費	2,050,000	
修 繕 引 当 金 繰 入	3,024,000	
諸 費	210,160	
【資本費】	32,011,620	
減 価 償 却 費 繰 入	14,061,469	
借 入 金 利 息	14,886,563	
一 般 管 理 費	395,588	
渴 水 準 備 引 当 金 繰 入		
災 害 準 備 積 立 金 繰 入		
建 設 費 利 子 償 却	2,668,000	
【管理部門費】	12,145,820	
共 通 施 設 維 持 管 理 費	9,452,880	
発 電 所 維 持 管 理 費	2,692,940	
【当期純利益】（欠損金）		1,987,936
合 計	53,066,504	53,066,504

■地積状況 平成13年3月31日現在

市町名	年度	平成11年度末地積(m ²)	平成12年度末地積(m ²)	前年度比(m ²)	備 考
辰 口 町		5,464,678.53	5,449,809.53	△14,869.00	
寺 井 町		4,661,774.00	4,643,462.00	△18,312.00	
根 上 町		2,000,075.00	1,988,872.00	△11,203.00	
小 松 市		8,382,405.41	8,494,347.12	111,941.71	
合 計		20,508,932.94	20,576,490.65	67,557.71	

■組合員状況 平成13年3月31日現在

選挙区	年度	平成11年度末(人)	平成12年度末(人)	前年度比(人)	備 考
第1選挙区		546	541	△5	
第2選挙区		340	338	△2	
第3選挙区		653	646	△7	
第4選挙区		372	371	△1	
第5選挙区		427	427		
第6選挙区		361	360	△1	
第7選挙区		218	224	6	
第8選挙区		440	441	1	
合 計		3,357	3,348	△9	

第1選挙区	辰口町字岩本、灯台笹、宮竹、三ツ口、長滝、岩内、火釜、山田、三ツ屋、倉重、出口、上開発、下開発
第2選挙区	辰口町字北市、徳久、荒屋、高座、上清水、下清水 寺井町字三道山、東任田、吉光、新保、秋常、末寺
第3選挙区	寺井町字湯谷、石子、佐野、牛島、末信、寺井、小長野、大長野、小杉
第4選挙区	根上町五間堂町、中庄町、福岡町、西二口町、浜開発町、下ノ江町、大成町、中ノ江町
第5選挙区	小松市高堂町、蛭川町、松梨町、犬丸町、荒屋町、御館町、梯町、島田町、大島町
第6選挙区	小松市千代町、能美町、一針町、平面町、長田町、野田町
第7選挙区	小松市小島町、長崎町、上牧町、下牧町、鶴ヶ島町、坊丸町
第8選挙区	小松市上八里町、下八里町、河田町、小野町、古府町 辰口町字和気、来丸、辰口、徳山

役員(理事)補欠選挙執行

大窪昭二氏(員外学識経験者理事:前根上町長)の辞任に伴う補欠選挙は、平田文雄氏(根上町長)以外に候補者がなく、無投票による当選が、平成13年11月20日(火)に開会した平成13年度臨時総代会において承認されました。

なお、任期は前任者の残存期間である、平成15年1月31日までです。



員外学識経験者理事
平田文雄(根上町長)「総務担当」
能美郡根上町大浜町西34番地2

功労者表彰(小松能美土地改良協会総会にて)

当土地改良区より第1選挙区中西栄進氏(辰口町長滝)、第3選挙区辰巳孝太郎氏(寺井町牛島)の両氏が功労者表彰として、平成14年5月30日に開会された小松能美土地改良協会総会において西村徹会長(小松市長)より表彰状と記念品が手渡された。中西氏、辰巳氏とも昭和58年に総代に就任以来、現在5期目。農業推進及び土地改良区運営に貢献されている。

平成13年度 各種土地改良事業状況

■県営用排水施設整備事業

地区名：下郷地区

場 所：能美郡寺井町字吉光地内

年度別		前年度まで	平成13年度	次年度以降	計
区分	事業量	水路工L=240m	水路工L=460m	水路工L=200m	水路工L=900m
	工事費	55,390,000円	102,010,000円	44,500,000円	201,900,000円
	事務費	2,870,000円	1,000,000円	6,225,000円	10,095,000円
	計	58,260,000円	103,010,000円	50,725,000円	211,995,000円
補助金	国(50%)	29,130,000円	51,505,000円	25,362,500円	105,997,500円
	県(29%)	16,895,400円	29,872,900円	14,710,250円	61,478,550円
	地元負担(21%)	12,234,600円	21,632,100円	10,652,250円	44,518,950円

着工前



着工前



■国営造成施設管理体制整備事業

施設名	場 所	事業量	事業費
山川用水路	辰口町字辰口地内	築堤整備工L=132 m	4,571,900円

着工前



完成



■土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	場 所	事業量	事業費
得橋用水流域水門	小松市長田町地内、 千代町地内	長田用水機場取入水門 1門 千代用水水門 2門	2,500 千円

長田用水機場取入水門

着工前



完成



千代用水水門

着工前



完成



県営農業用水再編対策事業

■宮竹用水地域用水対策協議会設立総会

5月7日、寺井町福祉会館・中会議室において「宮竹用水地域用水対策協議会」の設立総会が行われた。石川県、市町村、県土連、土地改良区、地域住民代表、各種団体代表、地元企業代表の関係者42名が出席した（委員会含む）。

この協議会は、宮竹用水の流域において、農業農村整備事業で造成された農業用排水施設の整備を行うにあたり、農業用水のもつ地域用水機能の向上を図り、安定した生活環境と潤いのある水辺空間を創出し、地域用水機能を維持・増進するための活動に対し助言と評価を行うことを目的に設立された。

開会の挨拶として、善田宮竹用水土地改良区理事長が「宮竹用水は農村に張り巡らされており、灌漑・融雪・防火・水景観・地下水涵養など重要な役割を果たしています。その用水の、水管理を土地改良区や農家が行っていますが、混住化が進み生活雑排水の処理、宅地雨水の処理、水景観の保全など、都市的要素が加わったので、農業的な体制では不十分となり、新しい地域的な水管理体制が必要となってきました。土地改良区は、全農家を水利用に参画させるとともに、いろいろな意見を一本に纏め、水管理を共同作業とする組織でもあります。今後、土地改良区が持っている、その組織に地域住民が加わった体制を、みんなで考え作り出していくことが重要であります。そのためには、地域住民に計画の段階から参加してもらい、住民の意思が反映された計画を立てたいと考えております。そうすることで、地域住民が身近な農業、それを支える用水に多くの価値を見出すようになる。具体的には、私は、幹線水路の更新、多目的のオアシス、除塵スクリーン、パイプラインの併設を考えております。こうして、多くの人々を巻き込む活動を始めることが必要と考えております。昔のことをよく調べて新しい計画に反映させて頂き、そして着実に実行できる体制を作るための対策協議会を設立したいので、皆さんの絶大なるご協力をお願いしたい」と述べられました。

続いて協議会の趣意、事業の取り組みが説明された。議事では、西村徹小松市長が議長に選ばれ、規約の制定、役員の選任が行われ、いずれも承認された。役員



開会のあいさつをする善田理事長



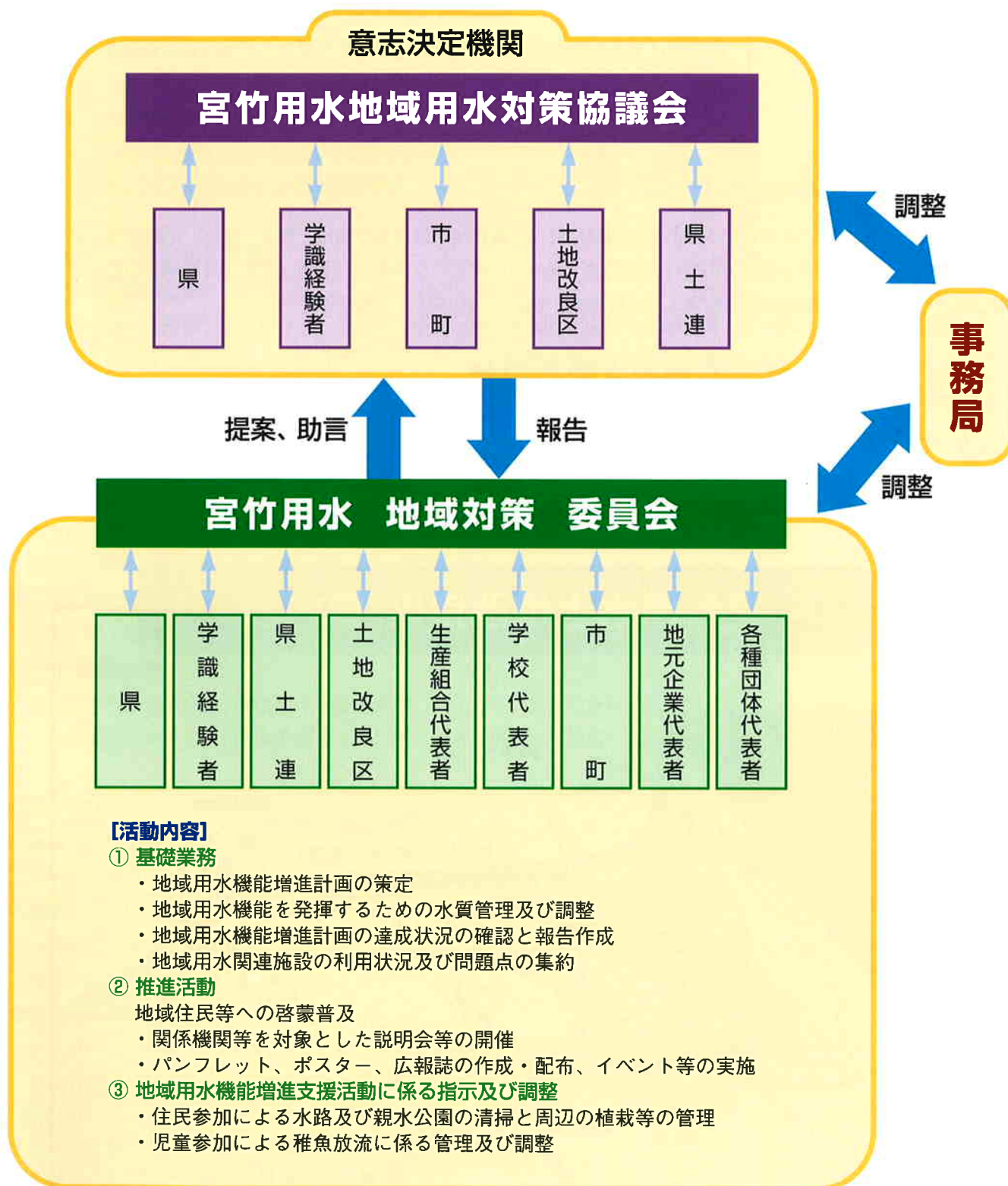
会長就任のあいさつをする西村小松市長

については、会長に西村小松市長が、副会長に善田宮竹用水土地改良区理事長、酒井寺井町長が選任された。その後、顧問及び参与、地域対策委員会の委員が会長より委嘱された。

その後、会長となった西村市長から「農業農村整備事業のかかわる内容にも大きな変化があり、平成11年度には農業基本法が改定され、さらに、平成13年度には土地改良法が改定されまして、平成14年4月より施行されることになりました。改正土地改良法の目指すものとしましては、事業実施に当たって、環境との調和への配慮、土地改良区の役割の一層の発揮、地域と連携した土地改良施設の管理や適時適切な更新、地域の意向を踏まえた事業計画の策定等が謳われております。今回、設立しました宮竹用水地域用水対策協議会も、宮竹用水土地改良区の農業用水施設が、地域の住民にも親しまれる施設になりますよう、協議会役員並びに対策委員会委員皆様のご協力、ご指導を切にお願い申し上げます。なお、本日は公私ことのほかご多用のなか、ご臨席を賜りました中西石川県農林水産部長をはじめ各方面の方々のご支援を深く感謝致します」と就任挨拶が述べられた。

なお事務局は、宮竹用水土地改良区事務所に置かれることとなる。

■宮竹用水地域用水機能支援体制



事務局

1. 常駐職員 ・土地改良区職員（オブザーバーとして県・市町職員）
2. 業務内容 ・地域用水対策協議会・委員会の運営及び、議題原案の作成・調整
・関係機関との連絡調整

地域用水事業の必要性

- ・施設の老朽化
- ・いっすい 溢水被害
- ・維持管理費

農家だけでなく親水・防火・消流雪等の機能を果たす地域住民の施設として次世代に継承する整備が必要

地域用水とは

農業用水は昔から、かんがい用水としての機能以外に、農作物・農機具の洗浄、親水、防火、消流雪等に活用されている。また、生活排水や雨水等の受け入れ、地下水のかん養という役割と、水路に生息する動植物の保全や子供の遊び場となるなど、多面的機能を有する「地域用水」であり、地域社会の共有資産である。

なぜ地域用水機能を増進させるのか

近年の社会・経済情勢の変化のなかで、農業経営も厳しい状況であり、農家での農業水利施設及びその地域用水機能の保全が困難となっている。また、都市化・混住化による雨水排水からの災害等の問題が生じている今、非農家を含めた地域社会全体において水利施設を次世代に継承する必要がある。

宮竹用水土地改良区 管内図



地域用水事業とは

■農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）

ハード（施設整備）

- ・農業水利施設の更新事業に併せ、地域用水機能を評価し、増進を図る。
- ・農業用水の循環利用を積極的に促進した施設設備
- ・農業用水の効率的利用を高め地域用水機能の高度化を図るための整備
- ・地域に密着した、水利施設としての施設整備

■地域用水機能増進事業

補完ハード事業とは

地域用水機能を増進する仕組みとして、生活活動・地域環境に配慮した水路整備、用水路における植生配置や自然浄化法により水質浄化を図るなど、自然環境を活かした地域用水増進システムを導入する事業。

【具体例】

●地域生活用水に必要な補完工事

防火用水路・防火水槽・スクリーンの設置・農産物等の洗い場等

●環境に配慮した補完工事

水質浄化施設・生態系保全施設・地下水涵養施設・植栽等
(石積み護岸・蛭ブロック・魚礁ブロック・階段状護岸)

●水辺空間を創出する補完工事

親水公園・親水水路・遊歩道・せせらぎ水路・水遊び、養魚に必要な施設等

ソフト事業とは

農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）による水利施設の更新と併せて、啓蒙活動や組織化の取り組みを行い、地域社会における支援体制を確立し、将来にわたる農業水利施設の良好な維持・保全活動を可能なものにする事業。

【事業内容】

●地域用水機能増進計画の策定

地域用水機能を増進させるための配水計画、維持管理計画を策定する。

●地域用水機能増進支援活動

地域用水対策協議会の運営を行い、地域用水機能の維持・増進に係る権利調整を行うとともに、計画策定・活動に対する助言・評価を行う。

●地域用水機能増進活動

パンフレットやチラシ等の配布により、本事業の活動方針や報告等を地域住民に周知するとともに、各種イベントにより地域住民全体による美しく住み良い町づくりを考える機会を創出する。

【具体例】

植栽、ごみ処理、草刈り、浚渫（水路の土砂あげ）、清掃等

事業の効果は?!

- | | |
|----------------------|---------------|
| ○水利施設の更新による農業用水の安定供給 | ○農業用水の有効利用 |
| ○地域一体型の水利施設維持管理体制の定着 | ○農業者の管理負担の軽減 |
| ○農業水利施設の公益性の再確認 | ○農村環境の維持保全や学習 |

組合員の皆様へのお知らせ

●平成14年度土地改良区運営事項

1. 経常賦課金

区 分	10アール当たり賦課金	賦課基準日	徴収期日
第1期分	10/10 3,500円	4月1日現在	5月30日
	9/10 3,150円		
第2期分	10/10 3,500円		11月30日
	9/10 3,150円		

内訳

10アール当たり賦課金	当 該 地 区
10/10 7,000円	辰口町（和気を除く）、寺井町、根上町（大成町を除く）、小松市（上八里町、下八里町、河田町、小野町、古府町、平面町、長崎町の一部、坊丸町の一部を除く）
9/10 6,300円	辰口町字和気、根上町大成町、小松市上八里町、下八里町、河田町、小野町、古府町、平面町、長崎町の一部、坊丸町の一部

2. 農地転用決済金

(1) 農地転用決済金	㎡当たり	562円	（坪当たり1,857円）
(2) 雨水排水放流負担金	㎡当たり	20円	一般住宅で1,000㎡以下のもの
		24円	会社、工場等の営利目的のもの 一般住宅で1,000㎡を超えるもの
(3) 申請手数料	一筆につき	1,000円	

※地目変更（埋め立て等）をする場合は必ず届け出をし、上記（1）～（3）までのものを納めなければ土地改良区の台帳から除外されないため賦課金がかかります（届け出用紙は土地改良区事務所にあります）。また、年度内は上記（1）～（3）までのものを納めても4月1日現在を賦課基準日としておりますので当該年度は賦課金がかかります（翌年度から除外となります）。

3. 生活排水放流負担金

区 分	規模	金額	申請更新手続き
1. 一般住宅		免除	新規申請後、翌年に継続申請で永久扱い
2. 会社、工場、事務所等	1人槽当たり	5,000円（一時金）	新規申請後、翌年に継続申請、後3年ごとに継続申請
3. 飲食店、旅館、病院、スーパーマーケット等		6,000円（一時金）	〃
4. 工場、ガソリンスタンド等の油水分離槽からの放流	1槽当たり	5,000円（年間）	〃
5. 申請手数料	1申請につき	1,000円	

※下水道への放流は申請の必要はありません。また、下水道へ切り替えた場合は土地改良区へお知らせ下さい。

4. 用排水路敷使用負担金

区 分	負担金額	申請更新手続き
1. 一般	免除	新規申請後3年ごとに継続申請
2. 営業目的1（使用面積1坪以上の場合）	坪当たり年間1,500円	
3. 営業目的2（使用面積1坪未満の場合）	一律年間1,500円	
4. 申請手数料	1,000円	

※当土地改良区が管理する水路敷を使用（通路用の橋を設置等）する場合は必ず届け出をお願いします。

5. 組合員資格得喪通知書の提出について（耕作反別移動届）

耕作面積及び組合員名義の移動がありましたら、その都度、組合員資格得喪通知書に移動前、移動後の氏名を記入及び押印し、当該移動地区の代表者の記名押印のうえ提出して下さい（用紙は土地改良区事務所にあります）。

なお、農地転用については組合員資格得喪通知書（耕作反別移動届）を提出する必要はありません。

※名義の変更があった場合に届け出がないと新しい資格者ではなく、旧資格者に賦課金がかかります。

組合員資格得喪通知書様式

6. 水路への転落事故防止及びゴミの投棄防止について

幹線水路への通水に伴う各支線水路への水かさが増す時期となりました。各地区を流れる用排水路への転落事故防止（特にお年寄りや小さなお子さんのおいでの方で、付近に水路が流れている方はご注意下さい）と水路へのゴミ及び築堤の草等を捨てないようにお願い致します。

7. 公共下水道放流について

近年、公共下水道事業が各地区で完了しております。これまでのように、直接生活排水を水路への放流するとますます水質が悪くなります。

きれいな水を取り戻し、美しい自然を守るためにも、公共下水道事業完了地区の方は下水道への放流をお願いします。



ゴミ投棄防止を呼びかける立て看板



全国土地改良事業団体連合会が制作した転落防止を呼びかけるポスター

◆総代及び役員選挙について◆

●任期満了に伴う総代選挙について

任期満了に伴う総代選挙は平成14年12月に執行されます。

●任期満了に伴う役員選挙について

任期満了に伴う役員選挙は平成15年1月に執行されます。

※詳細は宮竹用水土地改良区事務局までお問い合わせ下さい。（TEL 57-0113）

平成14年度 予定表

- 7月 管内幹線水路築堤草刈り実施
- 8月 旧盆（15日、16日は休業）
- 9月 水量毎秒 10.28トン→毎秒 4.87トン（かんがい期水量から非かんがい期水量）
- 10月 秋の停水（1週間）豊年講秋季大祭（白山比咩神社）、
- 11月 平成14年度第1回臨時総代会、経常賦課金第2期分納入期限（30日）
- 12月 任期満了に伴う総代選挙、御用納め（28日）
- 1月 仕事始め（4日）、平成14年度第2回臨時総代会（任期満了に伴う役員選挙）
- 3月 通常総代会、春の停水、水路愛護実施

ご苦労さまでした。

3月3日、10日、17日に各地区において組合員の皆様ほか多数参加で、宮竹用水管内を流れる水路の清掃が行われました。

また、各地区代表者の方に写真撮影のご協力をいただきましたことを併せてお礼申し上げます。

今後とも、皆様方のご協力をお願い致します。



辰口町北市内清水用水路



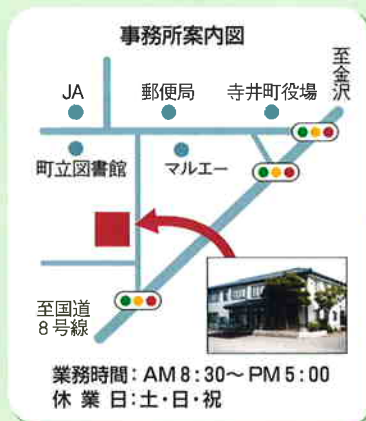
寺井町牛島地内舟場用水路

● 編集後記 ●

ようやく第4号ができあがりました。

組合員の皆様方には主な土地改良区の状況をできるだけ載せておりますが、『こういうことが知りたい、こういうことを載せてほしい』ということがあれば、ご遠慮なく言っていただければ幸いです。

皆様方の『見たい、知りたい』土地改良区だよりにしたいと思っております。



宮竹用水土地改良区だより 第4号

■発行
平成14年7月1日
■発行所
宮竹用水土地改良区
〒923-1121
石川県能美郡寺井町字寺井135
TEL (0761) 57-0113
FAX (0761) 57-4191
E-mail: miya-you@cmos.ocn.ne.jp
■編集
宮竹用水土地改良区事務局
■制作
北国新聞社出版局